

地位確認等請求労働審判事件

申 立 人 山 田 哲 也

相 手 方 朝日新聞神足専売店 有限会社 川 岸 新 聞 舗

証 拠 説 明 書

平成 31 年 4 月 15 日

京都地方裁判所民事部 御中

申 立 人 山 田 哲 也

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日 作成者等	立 証 趣 旨 (提出根拠)
甲 1	労基法 15 条 1 項及び 同法 106 条違反の是正 勧告書	写 し 平成 30 年 12 月 3 日 京都下労基署向井監 督官発行交付	労働条件の明示・就業規則の 周知がされていなかったこ との立証。
甲 2	甲 1 の是正措置とし て制裁解雇後送付さ れた制裁規定の記載 なき労働条件明示書	原 本 平成 30 年 3 月 23 日 (但し、発行交付日 は、離職後の平成 30 年 12 月 11 日)	雇用契約(労働契約)関係に あったことの立証。

甲 3	労基法 20 条の適法 措置への指導票	写 し	平成 30 年 12 月 3 日 京都下労基署向井監 督官発行交付。	適法・適正な解雇手続きがさ れていなかった(全く違法.cf 甲 7 号証)ことを立証するた め。
甲 4	解雇予告手当(30 日 分)の請求とその明細	原 本	平成 30 年 11 月 13 日 相手方到達済み。 作成申立人山田哲也	違法な即時解雇であったこ との立証のため。
甲 5	申立人の申告(労基法 104 条 1 項)に係る労基法 15 条、106 条違反の是正勧告 書および、当該(同法 20 条違反も含む)申告処理 台帳の全部	写 し	平成 30 年 12 月 10 日保有 個人情報開示請求平成 31 年 1 月 4 日開示決定(京 労発基 0104 第 5 号) 同年 1 月 11 日申立人受取 分。	甲 1 号証の補完・真正担保の ため全部提出。
甲 6	申立人陳述書 (甲 7 の誤記訂正・注 釈・補足として構成)	原 本	平成 30 年 12 月 9 日労基 法 20 条違反の申告(同 104 条 1 項)が相手方の証 拠隠滅により指導票の発 行交付(12/3 甲 3)に止 まった為、甲 7 を添付し、 京都下労基署に提出。 最終調整平成 31 年 4 月。	申立書申し立ての理由 3、解雇の 事実を甲 7 号証を参照し、真正性 を担保して、共に提出すること により、事実の経緯顛末を立証主張 する為。

甲 7	(離職に至らしめられると予感した時点からの) 申立人と相手方の SMS 交信記録—相手方へ、到達の表示 11/4 あり。	写 し	平成 30 年 10 月 11 日 (9 月分給料を受け取った夜、PM19:57) ~同年 11 月 4 日 SUN. 迄。申立人山田哲也 携帯電話に音声入力分。(その為、誤入力、を補正の為、甲 6 を作成。)	違法・不当解雇・偽装請負の客観的・直接証拠として、 甲 6 号証と一体となって、 真正を担保するの為。
	因みに是正勧告発行交付の 12 月 3 日時点、向井監督官申告報告によるとこの SMS 記録を、相手方は、機種変更により証拠隠滅を図る。 cf.-甲 3 号証・状況証拠			
甲 8	証人陳述書 1 (山田常治氏—同日撮影写真—於、静岡県三島市—付き)	原 本	平成 31 年 1 月 21 日 (月) 申立人作成証人山田常治署名捺印済み。	違法解雇であることの立証の為。

甲 9	証人陳述書 2 (従業員湯川氏)	原本	平成 31 年 3 月 22 日 申立人作成。	違法解雇であることの立証の為。 向井監督官電話録取書付き
甲 10	証人陳述書 3 (従業員城田氏)	原本	平成 31 年 3 月 22 日 申立人作成。	違法解雇であることの立証の為。 向井監督官電話録取書付き
甲 11	相手方会社登記情報	写し	平成 31 年 3 月 22 日登記情報提供サービスより、オンライン・pdfダウンロード分	申立書申し立ての理由 2、イ)、相手方について、の真正担保の為。
甲 12	給料明細平成 30 年 3 月～10 月末迄分	原本	平成 30 年 3 月～10 月分 各月末締め翌月 10 日支払い分 各月相手方作成	偽装請負立証（労働保険控除なし）と申立書 1,申立の理由 3、八)、の真正担保及び解雇前 6 か月間の賃金を明確にし、本件申し立て訴額の妥当性提示の為。
甲 13	労基法 24 条,91 条違反の未払い賃金及び減額賃金分(9 月分)の請求のお知らせ	原本	平成 30 年 12 月 18 日申立人山田哲也作成 同年同月 19 日相手方到達。	事実無根の制裁解雇事由“雨濡れ”は、減給の制裁にもなっていない（一部減給分の支払いあり）ことの立証の為。参照、甲 2 号証。
甲 14	(24 条、91 条違反申立人申告に係る) 24 条違反の是正勧告書及び申告処理台帳の写し全部	写し	平成 31 年 1 月 12 日保有個人情報開示請求 同年 2 月 5 日開示決定 (京労発基 0205 第 1 号) 同年 2 月 27 日受取り分。	甲 13 の支払いが、是正勧告（労基法 24 条違反）を受けてから、支払われたことの立証と甲 13 の真正担保のための補完のため全部提出。
甲 15	配達員に対する減点評価表（ピンク）	原本	平成 30 年 7 日、13 日分 相手方作成翌朝発行分	唯一制裁根拠となり得るかの如き、事実の説明なき無記名の購読者からのクレーム告知の現物提示の為。

以 上

証 拠 方 法

- 甲 1 労基法 15 条 1 項及び同法 106 条違反の是正勧告書
- 甲 2 甲 1 の是正措置として制裁解雇後、発行交付された制裁規定の記載なき
労働条件明示書
- 甲 3 労基法 20 条の適法措置への指導票
- 甲 4 解雇予告手当（30 日分）の請求とその明細
- 甲 5 申立人の申告（労基法 104 条 1 項）に係る労基法 15 条 1 項、106 条違反
の是正勧告書及び当該（20 条違反を含む）申告処理台帳の写し全部
- 甲 6 申立人陳述書（甲 7 の訂正・注釈・補足として構成）
- 甲 7（離職に至ると予感した時点からの）申立人と相手方との SMS 交信記録
- 甲 8 証人陳述書 1（山田常治氏一同日撮影写真付き）
- 甲 9 証人陳述書 2（従業員湯川氏一向井監督官全黒塗り電話録取書付き）
- 甲 10 証人陳述書 3（従業員城田氏一向井監督官全黒塗り電話録取書付き）
- 甲 11 会社登記情報(2019/03/22 現在、全部事項)
- 甲 12 給料明細平成 30 年 3 月～10 月
- 甲 13 労基法 24 条、91 条違反の未払い賃金及び減額賃金分（9 月分）の請求の

お知らせ

甲 14 24 条違反の是正勧告書及び申告（91 条違反を含む・104 条 1 項）処理台

帳の写し全部

甲 15 説明・発行者名の記載なき配達員に対する原点評価票（ピンク）

付 属 書 類

- | | |
|--------------|-------|
| 1、 労働審判手続申立書 | 5 通 |
| 2、 甲号証写し | 各 3 通 |
| 3、 証拠説明書 | 5 通 |
| 4、 代表者事項証明書 | 1 通 |